

■2017年度通常総会を開催しました

6月17日(土)14:00より仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2017年度通常総会が正会員90名(本人出席34名、委任状による代理出席12名、書面議決書による出席44名)、賛助会員1名の参加で開催されました。司会の男澤拓さんより成立が宣言されました。

始めに吉岡和弘理事長から、適格消費者団体認定証交付式の様子について報告があり、「団体設立以降ご尽力いただいたすべての方に交付式の場において欲しかった」との話がありました。その後、本総会について、「適格消費者団体として初めての総会。活発な議論を経て、今後の活動に繋げていきたい」と挨拶がありました。

続いて、宮城県村井嘉浩知事、仙台市奥山恵美子市長から適格消費者団体認定についてお祝いのメッセージが紹介されました。

その後、議長には佐藤由麻さんが選出されました。高橋大輔事務局次長から一括して議案提案され、続いて、車塚潤監事より監査報告が行われました。

質疑応答の後、採決に入り、全議案が満場一致で承認採択されました。

会員・一般消費者・事業者・行政への情報提供・

広報、消費者被害・消費者施策に関する研究・提言活動、行政・他団体との協働及び業務受託、組織強化・会員拡大をすすめ、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう活動することとしました。



挨拶 吉岡和弘理事長



【提出議案】

第1号議案	2016年度事業報告承認の件	承認
第2号議案	2016年度決算報告承認の件	承認
第3号議案	2017年度事業計画決定の件	承認
第4号議案	2017年度活動予算決定の件	承認
第5号議案	役員選任の件	承認
第6号議案	議案決議効力発生の件	承認

【2017年度～2018年度役員体制】

理事長	吉岡和弘
理事	磯田朋子(新任)、岩井幸子、大西二郎、小笠原奈菜(新任) 小野寺友宏、河上正二、鈴木裕美、高橋大輔、高橋玲子、 中里真、野崎和夫、畠山幸夫
監事	車塚潤、櫻井芳昭

■認定記念講演会を開催しました

2017年度通常総会后、内閣府消費者委員会委員長・東京大学大学院教授でネットとうほく理事の河上正二氏を講師に、「適格消費者団体に期待されるもの」と題して適格消費者団体認定記念講演会を開催し、55名が参加しました。

始めに、ネットとうほくが適格消費者団体に認定されたのが嬉しかったので、消費者委員長の立場ではあったけれども、なんとか認定証交付式に出席することができて良かったというエピソードを披露し、会場を和ませて下さいました。

講演では、まず、活動していく上で大切なことは、「財政的基盤をうまく確立すること」、若い人をうまく組み入れ「裾野を広げる事」と話されました。その後、消費者保護に関する法的な課題に触れるとともに、「行政と協力しながら消費者のために活動を続けていくことが消費者被害を防ぐことに繋がっていく。適格消費者団体は雲の上の集団であってはいけませんが、専門家としての優れた「目利き機能」と的確な「情報収集・分析機能」が必要。脆弱な消費者を守る為に、環境を整備することが大切な役割である。」とお話いただきました。

そして最後に、「皆で悩みながら、認知度を高め、裾野を広げる。その為には確実に成果を上げるしかない。これはおかしい、と思ったら、大きな敵でも噛みつく・噛みついてみる。消費者の視線で・・・一つ一つの積み重ねがネットとうほくに頼んでみようように繋がる。全てはこれから。」とエールをいただきました。

続いて、検討委員の男澤拓弁護士より、「事例で学ぼう適格消費者団体の活用法」と題して事例報告が行われました。継続購入を条件とする通販の「お試し価格」の表示トラブルが発生している事例をもとに適格消費者団体の活動について報告と情報提供の呼びかけがありました。



講師 河上正二氏



事例報告 男澤拓弁護士

■認定祝賀会を開催しました



記念講演会終了後、祝賀会を開催し、21名が参加しました。参加者一人一人が、設立からこれまでの思い、そしてこれからの活動に向けての期待や覚悟を共有できた会となりました。

■2017 年度第 1 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

5月9日(火)18:30から、仙台弁護士会館において、2017年度第1回目となる消ラボが開催され、20名が参加しました。今回は、中里真福島大学准教授が「『消費者の利益を一方的に害する条項』の新たな解釈」というテーマで報告をしました。

中里准教授は、消費者契約法改正に伴って不当条項規制がどのように変わるのかを概説し、特に同法10条の規定の変更によってどのような影響が考えられるかを、改正の経緯や同条に関する裁判例を取り上げ説明しました。また、同条に規定されている民法1条2項の「信義則」に関わる解釈について、適用が厳しそうな印象を与えかねない点で規定ぶりに問題があるとする見解や、単に条文の「不適切性」のみならず、契約締結過程を踏まえた一連の事情(例えば説明義務違反の有無等)を考慮して「信義則」判断が加えられるべきではないかという見解が紹介されました。そして、今回の法改正は、ひとまず速やかに対応が求められる点に限っての部分的なものであり、継続して検討すべき点が残されていると指摘されました。

続いて鈴木裕美検討委員長から、同法10条の解釈の参考として、賃貸住宅の更新料に関する最高裁判決(平成23年7月15日民集65巻5号2269頁)の詳細な報告が行われました。

意見交換では、更新料に関する裁判は例外として考えるべきであるとの意見や、裁判での信義則判断に「悪しき慣例」を取り入れて考慮すること自体誤りであろうといった指摘がなされたほか、10条によって条項無効が認められた具体的な裁判例について質問が出されるなど活発に議論が交わされました。

次回の消ラボは、7月13日(木)18:30から仙台弁護士会館において山形大学の小笠原奈菜准教授を講師に「メーカー保証について」というテーマで開催される予定です。



講師 中里真准教授



鈴木裕美弁護士

■宮城県消費者行政推進会議に参加しました

5月15日(月)14:30から、県庁1階の会議室において、宮城県消費者行政推進会議が開催されました。この会議は、宮城県内の消費生活相談担当職員が集まり、宮城県の消費者行政に関連する諸問題や意見交換を行う会議で、ネットとうほくも平成26年度からこの会議の一員として参加してきました。本年度は、当団体が適格消費者団体に認定されたことを受け、適格消費者団体についての報告がなされました。

まず、消費者庁消費者制度課長窪芳史課長補佐から、適格消費者団体制度の概要及び行政との連携についての報告がなされました。適格消費者団体制度がどのようなものか、また、適格消費者団体が申入れを行う中で、行政からの情報提供が申し入れの端緒になることが多いことなどから、行政と適格消費者団体の連携が重要であるとの説明がなされました。

その後、吉岡和弘理事長から、当団体に関する報告がありました。当団体の成りたちや、先日、全国で15番目に適格消費者団体として認定されたこと、当団体や他の適格消費者団体が実際に申し入れた具体例などを紹介しつつ、宮城県内の行政機関に対し、当団体との連携を深めてほしいという内容でした。今後も各行政窓口で当団体の存在をアピールし、連携を深めていけるよう活動していきたいと思っております。

■消費者月間の取り組みに参加しました

毎年5月は消費者月間。30回目となる今年は「行動しよう 消費者の未来へ」を全国統一テーマとし、様々な取り組みが行われました。ネットとうほくでも、宮城県、仙台市と協働でこの取り組みに参加しました。

*宮城県消費者月間街頭啓発活動

5月17日(水)、宮城県環境生活部、宮城県消費生活センター、宮城県警、仙台弁護士会、宮城県消費生活サポーターなど関係機関が参加し、仙台駅前ペDESTリアデッキでティッシュを配布しながら、消費生活センターや振り込め詐欺防止についてお知らせしました。



街頭啓発活動の様子

*仙台市消費生活パネル展



新パネル(左)

5月18日(木)～31日(水)、エルパーク仙台セミナーホール前展示スペースにて開催されたパネル展において、新しく作成したパネルをお披露目しました。

エルパークを訪れる多くの方に適格消費者団体であるネットとうほくの活動について知ってもらうことができました。また、5月21日(日)に開催された講演会の冒頭でも、ネットとうほくが適格消費者団体に認定されたことを紹介していただきました。

ネットとうほくは、消費者被害の未然・拡大防止の為の活動にこれからも行政と協働して取り組みます。

■新・リーフレットを作成しました

適格消費者団体の認定を機に、これまでのリーフレットを一新しました。多くの方に手に取っていただき、ネットとうほくのことや差止請求までの活動について知っていただきたいと思っています。

リーフレットご希望の方は事務局までご一報ください。

またネットとうほくホームページ(<http://www.shiminnet-tohoku.com/>)にリーフレットを掲載しています。

